

## 船舶事故調査報告書

平成29年2月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月1日 15時20分ごろ
発生場所	北海道松前半島西方沖 江良港島防波堤灯台から真方位256° 3.2海里付近 (概位 北緯41° 32.9′ 東経139° 55.0′)
事故の概要	漁船保栄丸は、航行中、また、漁船第三十五力丸は、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年7月6日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 保栄丸、14.89トン HK2-23506（漁船登録番号）、個人所有 第212-7809号（船舶検査済票の番号） B 漁船 第三十五力丸、9.7トン HK2-16862（漁船登録番号）、個人所有 第202-9306号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級・特殊・特定 B 船長B、一級・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部に亀裂を伴う擦過傷等 B 左舷船尾部に亀裂を伴う凹損、漁業設備に損傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A 船は、船長Aほか1人が乗り組み、松前半島西方沖を約9.5ノットの対地速力で西北西進中、船長Aが、左舷船首方に北進するB船を視認した。 船長Aは、船首方に向いた監視カメラのモニターでB船を見ていたとき、船首方約600mでB船の船首がA船に向いたので、B船がA船を避航するために右転したものと思い、針路及び速力を保持して航行したところ、船首方至近にB船を認めて衝突のおそれを感じ、機関を後進にかけたが、間に合わなかった。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、松前半島西方沖を北進していたとき、船長Bが、右舷船首方に西北西進するA船を視認し、A船の船首方約600mで右転して船首を東方に向け、漂流していか釣り漁の操業を始めた。 船長Bは、漂流しているB船を航行中のA船が避けるものと思い、漂流を始めたところ、避航する気配のないまま接近するA船と衝突の

	おそれを感じ、右舵一杯として機関を全速力前進にかけたが、間に合わなかった。
<b>分析</b>	<p>A船は、松前半島西方沖を西北西進中、船長Aが、A船の船首方でB船の船首がA船に向いたので、B船がA船を避航するために右転したものと思ひ、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船が漂泊状態となったことに気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、松前半島西方沖で漂泊中、船長Bが、漂泊しているB船を航行中のA船が避けるものと思ひ、A船の船首方で漂泊を始めたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	本事故は、松前半島西方沖において、A船が西北西進中、B船が漂泊中、船長Aが船首方のB船に対する見張りを適切に行っておらず、また、船長BがA船の船首方で漂泊を始めたため、両船が衝突したものと考えられる。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 相手船の動向が分からない場合は、汽笛を吹鳴するなどして注意喚起を行うこと。</li> </ul>